

令和8年度専門家派遣事業募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和8年度事業戦略スケールアップ事業における専門家派遣事業の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、公益財団法人高知県産業振興センター（以下、「センター」という。）が、令和8年度専門家派遣事業を委託した、パーソルキャリア株式会社（以下、「運営事業者」という。）と連携して実施し、中小企業者等の新商品開発、生産性の向上等に寄与する取組を支援することにより、事業戦略や経営計画等の中長期計画を実現することを目的とする。

(応募対象者)

第3条 以下の要件をすべて満たす企業が申込の対象とする。

- (1) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者であること。売上高や事業規模は問わない。
- (2) 専門家派遣による支援を活用して経営課題の解決に取り組む意欲があること。
- (3) 運営事業者および専門家との事前ヒアリング、日程調整等に協力できること。
- (4) 高知県内で事業を営んでいること。
- (5) 本事業の趣旨を理解していること。

2 以下に該当するものは本事業の対象外とする。

- (1) 実施要領別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者。
- (2) 県税を滞納している者。
- (3) 公序良俗等の観点から適当でないと認める業種。
- (4) 実施に必要な協力を行わない、又は円滑な実施を妨げるおそれがある者。
- (5) その他、本事業の趣旨に照らして支援の対象として適当でないと理事長が認める者。

(専門家派遣の内容)

第4条 申込内容および事前ヒアリングに基づき、運営事業者が最適な専門家を選定し、企業に派遣する。専門家派遣の対象となる主な相談内容は下記とする。

(1) 経営分野

事業戦略、財務、労務管理、人材育成、製品開発
販売促進、海外進出 など

(2) 技術分野

生産管理、生産性向上、現場改善、原価管理、ISO など

(3) 知的財産分野

特許、商標 など

2 専門家の派遣回数の上限は以下のとおりとする。

1社1専門家あたり上限3回とする。

ただし、事業戦略（スケールアップ）伴走支援事業の重点支援企業については1社1専門家あたり上限6回とする。

3 1回あたりの派遣時間の目安は2～3時間程度（支援内容によって前後する場合があります）とする。

(申込方法)

第5条 本事業への申込方法、申込受付期間及び問い合わせ先は、以下のとおりとする。

(1) 申込受付期間

令和8年5月8日～令和9年1月29日

※令和9年1月29日を申込受付の最終締切とする。

(2) 申込方法

専用ホームページから申し込みフォームに入力を行うか、申込書（様式1）をダウンロードし、必要事項を記入し、事務局メールアドレスへ送付し申し込む。

ただし、専用ホームページ（令和8年5月下旬公開予定）が公開されるまでのあいだについては、事務局メールアドレス宛への送付のみとする。

(3) 問い合わせ先・申込先

【事務局】 パーソルキャリア株式会社

E-mail : pca_hipro_scaleup@persol.co.jp（高知スケールアップ事務局）

(申込企業の責務)

第6条 専門家派遣を希望する企業においては、専門家派遣の実施にあたって、下記事項に協力すること。

(1) 実行体制の整備

(2) スケジュール調整

(3) 課題解決のために必要な情報の開示

(4) 専門家派遣実施後にアンケート（様式2）を提出

2 専門家派遣を希望する企業は、本事業の成果の普及啓発のため、取組内容をまとめた成果事例集の作成への参加等に協力することとする。

(手続き)

第7条 本事業における手続きは、次のとおりとする。

- (1) 専用ホームページの申し込みフォームに入力を行うか、申込書（様式1）をダウンロードし、必要事項を記入し、メールで申し込む。
 - (2) 運営事業者による事前ヒアリングを受け、相談内容及び課題の詳細を確認する。
 - (3) 運営事業者を通じて専門家との派遣日程調整を行う。
 - (4) 派遣終了後、アンケート（様式2）を提出する。
- ※ 2回目以降の派遣を希望する場合は、初回派遣実施時に次回日程を調整する。

（注意事項）

第8条 本事業の支援の実施にあたっての注意事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 本事業の支援は、原則、高知県内の事業所での対面訪問とする。
- (2) 派遣する専門家は運営事業者が選定する。
- (3) 派遣回数の上限を超えての派遣はできない。
- (4) 本事業の予算に達した場合は受付を締め切ることがある。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、支援を中止することがある。
- (6) 申込書に記載された情報は、高知県およびセンター、運営事業者の間で共有する。
また、事前確認のうえ、事業成果の普及・啓発（事例集の作成・成果報告会等）に活用する場合がある。

（個人情報の取扱い）

第9条 提出された個人情報は、本事業の運営にのみ使用し、目的外には使用しない。取扱いはセンターの個人情報保護方針に準拠する。

（その他）

第10条 本要領に定めのない事項については、センター理事長が別途定める。

附 則

この要領は令和8年5月8日から施行する。